

北海道立美術館キャンパス・パートナーシップ実施要項

(平成24年3月30日教育長決定)

1 趣旨

北海道教育委員会では、教育活動において美術館を有効に利用して、多くの学生が芸術作品を鑑賞する機会を持ち、優れた芸術作品と出会うことにより情操を豊かにし、創造力を養い、芸術文化を理解する能力を高めることを目的として、北海道立美術館キャンパス・パートナーシップ制度(以下「制度」という。)を設けるものとする。

2 パートナー館

制度の対象となる北海道立美術館(以下「パートナー館」という。)は、「北海道立近代美術館(北海道立三岸好太郎美術館を含む。)」 「北海道立旭川美術館」 「北海道立函館美術館」 「北海道立帯広美術館」とする。

3 申請資格

制度の申請資格は、北海道立美術館条例(以下「条例」という。)第4条第2項及び北海道立美術館条例施行規則第3条で定める大学等であり、学校単位での申込みを基本とする。ただし、パートナー館の館長(以下「館長」という。)が認めた場合、分校や学部単位等でも申請できるものとする。

4 メンバー校

承認を受けた大学等は「北海道立〇〇美術館キャンパス・パートナーシップメンバー校」(〇〇はパートナー館の名称。以下「メンバー校」という。)と称する。

5 措置

(1) メンバー校は、次の措置を受けられるものとする。

- ① メンバー校に在籍する学生(大学院生、通信制課程、科目等履修生、研究生等を含むことができる。以下「学生等」という。)のパートナー館での常設展示の観覧
- ② 学生等のパートナー館での特別展示の特別料金による観覧(パートナー館が単独で主催する特別展示に限る。その場合の特別料金は、館長の定める大学生の団体観覧の金額とする。)
※ パートナー館以外が主催する特別展示の場合、館長は主催者に対し、特別料金を設定するよう依頼し、制度への理解を図るよう、努めるものとする。
- ③ 学生等の団体利用(10名以上)に対する展示解説
- ④ パートナー館の発行する刊行物等の提供
- ⑤ その他、パートナー館が提供できる措置

(2) 学生等がパートナー館の各展示を観覧する場合は、パートナー館の展示会場入口で学生証等の身分を証明するものを提示するものとする。

6 承認期間

- (1) 承認期間は、年度(4月1日から翌年の3月31日まで)を基本とするが、年度途中でも申請できることとする。その場合、承認期間の始期は年間観覧料納付の日の属する月の翌月1日とする。
- (2) 館長は、メンバー校として適当でないと思われる行為があった場合は、当該メンバー校の承認を取り消すことができる。
- (3) メンバー校が、年度の途中で取りやめを申し出た場合、館長が申し出を受理した時点で承認を取り消すものとする。
- (4) (2)(3)の場合、納付後の年間観覧料は、返還しない。

7 年間観覧料

(1) メンバー校は、条例別表第2で定める年間観覧料を支払わなければならない。なお、学生の数は、申込直近の文部科学省の学校基本調査に基づく数とする。

① 北海道立近代美術館

区 分	年間観覧料	月割額
学生数が500人未満の大学等	70,000円	6,000円
学生数が500人以上1,000人未満の大学等	110,000円	10,000円
学生数が1,000人以上2,000人未満の大学等	180,000円	15,000円
学生数が2,000人以上4,000人未満の大学等	270,000円	23,000円
学生数が4,000人以上の大学等	370,000円	31,000円

② 北海道立旭川美術館、北海道立函館美術館、又は北海道立帯広美術館

区 分	年間観覧料	月割額
学生数が500人未満の大学等	20,000円	2,000円
学生数が500人以上1,000人未満の大学等	30,000円	3,000円
学生数が1,000人以上2,000人未満の大学等	50,000円	5,000円
学生数が2,000人以上4,000人未満の大学等	70,000円	6,000円
学生数が4,000人以上の大学等	100,000円	9,000円

(2) パートナー館の事情により、1月以上連続して常設展示の観覧が不可能となる場合の年間観覧料は、常設展示の展示期間に応じた月数(暦に従って計算し、1月未満の端数がある場合は、それを切り上げる)に月割額を乗じて得た金額とする。

(3) 納付後の年間観覧料は、還付しない。ただし、メンバー校の責めに帰することができない理由によって観覧が不可能になったと館長が認める場合は、返還できるものとする。

8 申込手続

(1) 制度の申請を希望する大学等は、年間観覧承認申請書(利用規則別記第1号様式)に、学生証の見本(カラーコピー可)及び学校基本調査(申込直近のもの)の在籍者数が明記された部分の写しを添付して、館長に提出するものとする。

(2) 館長は、大学等がメンバー校としての要件を満たしていると認められる場合は、大学等に対して年間観覧承認書(利用規則別記第2号様式)を交付するとともに、納入通知書を交付する。

(3) 大学等は、年間観覧料を館長から交付を受けた納入通知書により、指定する日までに納入しなければならない。

9 メンバー校の義務

メンバー校は入会の際の名称、所在地、代表者の内容に変更があったときは、速やかに館長へ報告しなければならない。

10 北海道立博物館の取扱い

北海道立博物館(北海道立北方民族博物館、北海道立文学館、北海道立釧路芸術館)の指定管理者が制度を実施する場合は、利用料金の上限額の範囲内で、本実施要項に準じた形で実施要項を定めた上、利用料金の申請と同様に承認申請手続を行うものとする。

11 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は館長が別に定める。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。